

第2回 水循環政策本部 議事録

日時：平成27年7月10日（金）8:05～8:15

場所：官邸4階大会議室

議事内容：

（太田水循環政策担当大臣）

ただ今から、水循環政策本部の第二回会合を開催いたします。

昨年七月に水循環基本法が施行され、様々な施策を総合的・一体的に推進して、健全な水循環の実現を目指すこととされました。

そのための基本計画は、この本部で案を作成の上、閣議決定することとされております。

本日は、この本部で計画案をとりまとめるとともに、今後の主な取組について確認をしたいと存じます。

それでは早速議事に入らせていただきます。

事務局から、資料を一括して説明させます。

（北村事務局長）

それでは御説明申し上げます。

資料1が、本日ご決定いただく水循環基本計画の本文ですが、資料2を用いて、計画の概要と今後の取組について御説明致します。

資料2の1頁ですが、昨年7月、水に関する施策を、総合的・一体的に推進することを目的とする水循環基本法が施行され、第1回の本部会合以来、各省庁と十分に連携しながら基本計画の検討を行ってきました。延べ149名の有識者や広く国民の皆様からご意見をお聞きし、本日、今後5年間の施策方針を基本計画としてご決定いただく運びとなりました。

1頁右上ですが、たとえば水不足や水環境といった具体的な課題の解決のため、中央省庁レベルだけでなく地域レベルにおいても広く関係者が連携し、施策を持ち寄って総合的に取り組むこととしています。これにより、無駄を排し、効率的・効果的に課題解決を図るという基本的考え方に立って、9分野の施策に取り組んでまいります。

緑囲みのおり、今後は、地域の幅広い関係者が参画する「協議会」を地域ごとに設置し、「計画」を策定して、地域の様々な水問題に対応いたします。

2頁は、基本計画の構成です。第1部で基本的な方針を整理の上、第2部に取り組むべき具体的施策を9つの主要課題ごとに整理し、そして第3部として計画推進に必要な事項を記載しています。

以下、赤枠で囲んだ施策を順次、ご説明いたします。

3頁は、流域ごとの連携・推進体制であり、地域レベルにおける取組の中心的役割を期待します「協議会」についてであります。

一口に水の施策と言っても、渇水、水環境、地下水など、地域によって抱える課題は様々であります。そのため、地域ごとに協議会を設立し、国の地方支分部局や自治体などの関係者が、課題解決のための共通目標と具体的取組を「計画」にとりまとめることとします。この計画のもとで、これまで個別に行われてきた水の施策に横串をさしていきます。

国からの支援のもとで、今年度中にもいくつかの流域で先行的に協議会を立ち上げたいと思います。

次に4頁、5頁で、この協議会が取り組むことを想定している具体的施策を4つご説明いたします。いずれも、これまで十分に横串を刺してこなかった課題に踏み込み、効率的・効果的な解決を目指そうとするものでございます。

4頁左は、危機的な渇水への対応です。渇水が起きてからでは取り得る対応策が限られるため、今後は、平常時からあらかじめ検討しておき、例えば、渇水時における海水や他の用途の飲料水としての活用や、水不足の区域への広域的な水融通など事前に渇水に備えることといたします。

4頁右は、水環境の保全・回復です。これまで個々に取り組んできた様々な関係者が連携し、水環境づくりの共通目標を設定して、総合力で良好な水環境を目指すこととします。

5頁左は地下水マネジメントです。これまでは、地盤沈下抑止のための汲み上げ規制が中心でしたが、今後は、都道府県等を中心に、行政、住民、NPO等が協議・連携して、目に見えない地下水の実態把握をした上で、バランスある利用と保全を目的に、目標と具体策を明らかにいたします。

5頁右は、教育・普及啓発です。水に関係する様々な施策を推進するには、国民の理解と協力が不可欠ですので、官民一体で取組を推進し、水循環の健全化を国民運動に盛り上げてまいります。

最後に、資料3をご覧ください。健全な水循環の重要性について広く国民の理解・関心を深める日として、毎年8月1日が「水の日」と定められていますが、その趣旨にふさわしい行事を実施することといたします。

特に、中央行事ともいえるべき「水を考えるつどい」などは、この本部が主催して翌年度以降も含めて実施してまいります。

(太田水循環政策担当大臣)

関係府省庁の皆様のご協力をいただきながら、基本法の施行から約一年の検討を経て、ここまでこぎ着けることができました。皆様には改めて御礼申し上げます。

それでは、ご意見等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(望月環境大臣)

環境省としては、閉鎖性水域等の水質改善対策、健全な水循環を支える生態系及び地下水の保全、アジア各国への技術協力など、水環境保全の立場から積極的に取り組みます。

また、国民に水循環に関する関心を高めていただくための「Water Style」プログラムや水の日（8月1日）のイベントなど、水循環に関する普及啓発にも取り組んでまいります。

(太田水循環政策担当大臣)

他にご意見もないようでしたら、こちらの「水循環基本計画の案」を本部決定とし、この後の閣議で決定することとしたいと思います。

今後はこの基本計画に基づいて、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進してまいりたいと考えております。特に、資料2、資料3でご説明した今後の取組について、各閣僚のご協力をよろしくお願いいたします。

ここまでのことについて、何かございますか。

特にないようでしたら、プレスの入室をお願いします。

【プレス入室】

それでは、最後に安倍総理より一言お願いいたします。

(安倍内閣総理大臣)

古より、我が国は、水の「恵み」を十分に受けながら、生活を営んでまいりました。

一方で、特に近年、豪雨による土砂災害が発生し、また、逆に渇水で取水制限を行う地域が出るなど、水の「災い」を受けることも多い状況です。

そうした事態に備えるため、流域の関係者が一体となって、

① 植林や間伐などにより、森林をしっかりと管理し、水を貯える機能を高める、

② 渇水時の水の融通などについて、普段から対策を講じておく、

など、「災い」に対する備えを万全にする必要があります。

これらの対策を網羅的に取りまとめ、本日、「水循環基本計画」を閣議決定いたします。

国と地方、官と民が連携しながら、取組を着実に進めてまいりますので、関係閣僚のご協力をお願い致します。

(太田水循環政策担当大臣)

ありがとうございます。

それでは、プレスは退室をお願いいたします。

【プレス退室】

(太田水循環政策担当大臣)

第二回水循環政策本部は、以上をもって終了します。

本日は誠にありがとうございました。